

令和5 年度農林水産省補助事業 加工食品の国際標準化事業
「海外食品添加物の表示規制」調査

食品添加物表示セミナー

2024年2月2日

アルゴリンクス株式会社



「令和5年度新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち加工食品の国際標準化事業」による食品添加物の表示ルールの調査結果報告。

日本からの加工食品の輸出拡大を念頭に、国際規格（CODEX）、EU、米国、シンガポール、オーストラリア、中国、台湾、香港、タイ、ベトナム（以下「各国・地域」）における食品添加物の表示のルールを調査。

各国・地域間の食品添加物の定義、考え方の違いは、食品添加物の表示のルールに大きな違いをもたらす。

日本における食品添加物の定義、考え方は、他の各国・地域のどことも異なる独特なものであり、日本の食品添加物表示の規制項目を基軸に各国・地域の規制を比較することは、容易ではない。

そのため、日本と国際標準のCODEX、各国を比較説明する。

食品添加物の定義については以下2つの視点で考察し、4つの項目で比較した。
1つめの視点は、**「食品添加物に関するCODEX一般規格」**中の食品添加物の定義に含まれる以下3つの要素が含まれているかどうか。

- ア. 「通常はそれ自体を食品として消費することではなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質」
- イ. 「当該物質又はその副産物が食品の一成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質」
- ウ. (栄養の改善のために用いるものは食品添加物に含めない旨)

2つめの視点は、「包装食品の表示に関するCODEX一般規格」に示されている「機能分類」(用途名)が(定義に)含まれているかどうか。

エ. pH調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤

食品添加物の表示については、「包装食品の表示に関するCODEX一般規格」中の「原材料」の定義と、原材料表示の順序の規定が、各国・地域の表示のルールではどう取り扱われているかという視点で比較した。

オ. 「原材料とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質をいう。」

カ. 「原材料表示は、当該食品の製造時における重量の多いものから順に表示する。」

食品原材料と食品添加物を合わせて、重量順に表示することが、日本の原材料表示と異なる。

日本とCODEX、各国の添加物定義の比較(1)



	日本	CODEX	EU
食品添加物の定義	<p>「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。</p> <p>「添加物」は「食品に使用するもの」であって食品(の原材料)とは区別される。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自体を食品として消費することなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的(感覚的な目的を含む)で食品に意図的に添加した結果、(直接的又は間接的に)当該物質又はその副産物が食品の成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質。</p> <p>食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自身を食品として摂取せず、また食品の典型的な原材料として使用されることのないものであり、食品の製造、加工、調製、処理、包装、輸送、保存の工程で技術的な目的のために意図的に加えられた結果、当該物質またはその副産物が直接的または間接的に当該食品の構成成分となる、あるいはそのようになることが合理的に予想されるあらゆる物質。</p>
栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>

日本とCODEX、各国の添加物定義の比較(2)



	日本	米国	シンガポール
食品添加物の定義	<p>「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。</p> <p>「添加物」は「食品に使用するもの」であって食品(の原材料)とは区別される。</p>	<p>「食品添加物」とは、安全性を評価するための科学的な訓練及び経験を有する専門家らが科学的手順(1958年1月1日以前に食品に使用されていた物質の場合は科学的手順あるいはこれまでの使用実績)に従い「一般的に安全である(GRAS)と認めた物質以外で、その目的とする使用によって、直接又は間接的に食品の一部となるか、又は食品の性質に影響を与えるような結果をもたらすか、あるいはそのような効果をもたらすことを期待される物質(食品の生産、製造、充填、加工、調理、処理、包装、輸送又は保存を目的とするすべての物質を含む)。</p> <p>ただし、この用語に着色料及び栄養強化を目的として用いられるものは含まれない。</p>	<p>「食品添加物」とは、(a) 食品の成分であり、その意図された使用により、直接的または間接的に、食品の特性にそれらが影響を及ぼす結果となるか、またはそのような結果となることが合理的に予想されるすべての物質であって、ただし、食品の調製、加工、包装、あるいは保管中の汚染や不適切な取り扱いの結果として食品に混入した異物は含まない物質。</p> <p>(b) 固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香料、風味増強剤、保湿剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤、病原体低減処理剤、およびその他の一般目的添加物。</p>
栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料は含まれる。</p> <p>着色料は食品添加物ではなく色素添加物(color additive)として定義されている。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>

日本とCODEX、各国の添加物定義の比較(3)



	日本	オーストラリア	中国
食品添加物の定義	<p>「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。</p> <p>「添加物」は「食品に使用するもの」であって食品(の原材料)とは区別される。</p>	<p>「食品添加物」とは、食品添加物の目的として指定された技術的目的のために用いられる物質。</p> <p>指定された技術的目的(別表14): pH調整剤、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、補色剤、乳化剤、固化剤、風味増強剤、香料(ハーブ、スパイス及び高甘味度甘味料を除く)、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、高甘味度甘味料、保存料、噴射剤、膨張剤、封鎖剤、安定剤、増粘剤。</p> <p>(栄養強化剤は、指定された技術目的に含まれていない)</p>	<p>「食品添加物」とは、食品の品質及び色、香り、味を改善し、腐食を防ぎ、鮮度を保ち、加工上の必要を満たすために食品に添加される合成または天然の物質。</p> <p>食品用香料、ガムベース、食品工業用加工助剤も含まれる。</p>
栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料	<p>栄養強化の目的で使用されるもの、香料、着色料は、いずれも食品添加物に含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるものは食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>	<p>栄養強化の目的で使用されるもの(食品栄養強化剤)は食品添加物に含まれないが、香料、着色料は含まれる。</p>

日本とCODEX、各国の添加物表示の比較(1)



	日本	CODEX	EU
原材料の定義(食品添加物を含むか)	「原材料」の定義はないが、 原材料表示と食品添加物の表示は明確に区分される。	「原材料」の定義のとおり、添加物は「原材料」の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「 原材料 」とは、 食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質。	「原材料」の定義のとおり、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「 原材料 」とは、 香料、食品添加物及び食品酵素、及び複合原材料の構成成分を含むあらゆる物質 または製品で、食品の製造または調製に使用され、その形態が変化したものであったとしても、 最終製品においても存在する物質。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム(INS)番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	物質名表示が基本。 25用途については用途名も併記。 一括名による表示が認められる場合もある。 加工助剤、キャリアオーバーは表示しない(原材料ではない)。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 24用途については用途名も併記(用途名に続けて当該食品添加物の特定の名称、またはE番号を表示)。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。
用途名併記	8用途については用途名も併記。 甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ばい剤。	25用途については用途名も併記。 pH調整剤、小麦粉改良剤、固結防止剤、起泡剤、消泡剤、ゲル化剤、酸化防止剤、光沢剤、漂白剤、保湿剤、賦形剤、保存料、炭酸化剤、噴射ガス、着色料、膨張剤、色調安定剤、キレート剤、乳化剤、安定剤、乳化塩、甘味料、固化剤、増粘剤、風味増強剤。	24用途については用途名も併記(用途名に続けて当該添加物の特定の名称、またはE番号)。 酸味料、pH調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、乳化塩、固化剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、加工でんぷん、保存料、噴射剤、膨張剤、金属イオン封鎖剤、安定剤、甘味料、増粘剤。
一括名による表示	イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、水素イオン濃度調節剤、膨張剤のうちそれぞれ「食品表示基準について」別添添加物1-4に指定された添加物は当該一括名(用途名のみ)による表示可。	香料、加工でん粉は一括名で表示可。	香料は一括名で表示可。

日本とCODEX、各国の添加物表示の比較(2)



	日本	米国	シンガポール
原材料の定義(食品添加物を含むか)	「原材料」の定義はないが、 原材料表示と食品添加物の表示は明確に区分される。	「原材料」の定義はないが、 添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。	「原材料」の定義はないが、包装済み食品のラベルには、その食品に使用されている原材料および添加物の完全なリストを明記した、明確な原材料表示をおこなわなければならない。使用される全ての原材料及び添加物は、それらの重量順で表示。 原材料の記載は、2種類以上の原材料を含む包装済み食品に義務付けられている。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム(INS)番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	物質名表示が基本。 5用途について、用途名も併記。 5用途について、一括名表示が可能。 偶発的(二次的)な添加物(加工助剤、キャリアオーバー)は表示が免除される。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本だが、国際番号システム(INS)番号またはE番号を使用することができる。 栄養強化剤は食品添加物であり、食品添加物として表示しなければならない。
用途名併記	8用途については用途名も併記。 甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ばい剤。	5用途について、用途名も併記。 膨張剤、酵母の栄養素、生地改良剤、固化剤、及び合成保存料。	用途名(機能分類)の併記は義務付けられていない。
一括名による表示	イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、水素イオン濃度調節剤、膨張剤のうちそれぞれ「食品表示基準について」別添添加物1-4に指定された添加物は当該一括名(用途名のみ)による表示可。	5用途について、一括名表示が可。 天然及び合成香料、香辛料、合成着色料及びチューインガムベース。	一般的な名称(一括名)の表示が認められるのは、他の食品の成分として使用される場合の着色料、乳化剤・安定剤、及び香料、以下のガムを含む食用ガム: アカシアガム、カラヤガム、トラガントガム、キャロブガム、ジェランガム、ガタイガム、グラーガム、キサンタンガム

日本とCODEX、各国の添加物表示の比較(3)

	日本	オーストラリア	中国
原材料の定義(食品添加物を含むか)	「原材料」の定義はないが、 原材料表示と食品添加物の表示は明確に区分される。	「原材料」の定義はないが、 添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。	「原材料」の定義はないが、 食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム(INS)番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	物質名表記が基本 であるが、既定の19クラス及び任意の6クラスにおいて用途名併記。 酵素、香料については、一括名による表示が可能。ビタミン又はミネラルが食品に添加される場合、当該ビタミン又はミネラルは、クラス名に「ビタミン」又は「ミネラル」を使用して表示できる。 栄養強化剤は食品添加物ではない。	食品添加物は、その 食品添加物の一般名を表示する必要がある 。食品添加物の一般名は、食品添加物の特定名称として表示してもよいし、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム(INS)を併せて表示してもよい。 栄養強化の目的で使用されるもの(食品栄養強化剤)は食品添加物に含まれない。原材料として表示しなければならない。
用途名併記	8用途については用途名も併記。 甘味料、着色料、保存料、増粘剤・安定剤・ゲル化剤又は糊料、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、防かび剤又は防ばい剤。	既定の19クラス及び任意の6クラスにおいて用途名併記(別表7 食品添加物のクラス名)。 規定のクラス名(19クラス): 酸味料、pH調整剤、アルカリ、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、乳化剤、固化剤、風味増強剤、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、保存料、膨張剤、安定剤、甘味料、増粘剤。 任意のクラス名(6クラス): 消泡剤、乳化塩、酵素、ミネラル塩、加工でんぷん、植物性ガム。	22機能類別について、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム(INS)を併せて表示してもよい。 酸度調節剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、漂白剤、膨張剤、ガムベース、着色剤、発色剤、乳化剤、酵素剤、風味増強剤、小麦粉処理剤、被膜剤、水分保持剤、防腐剤、安定剤、甘味剤、増粘剤、食品用香料、食品工業用加工助剤、これら以外の物質。
一括名による表示	イーストフード、ガムベース、かんすい、苦味料、酵素、光沢剤、香料、酸味料、チューインガム軟化剤、調味料、豆腐用凝固剤、乳化剤、水素イオン濃度調節剤、膨張剤のうちそれぞれ「食品表示基準について」別添添加物1-4に指定された添加物は当該一括名(用途名のみ)による表示可。	酵素、香料については、一括名による表示が可。	香料については、「食品着香料(食用香精)、食用香料(食用香料)、食品着香料および食品香料(食用香精香料)、食品香料副剤(辅料)」については、「食品香料副剤(食品用香精辅料)」と表示可。

日本とCODEX、各国の添加物表示免除の比較(1)



	日本	CODEX	EU
「添加物」の「表示免除」の要件	<p>次に掲げるものについては、添加物としての表示が免除される。</p> <p>一 栄養強化の目的で使用されるもの(特別用途食品及び機能性表示食品を除く。)</p> <p>二 加工助剤</p> <p>三 キャリーオーバー</p> <p>加工の際に添加されたが最終食品に影響を及ぼさない量の添加物は「加工助剤」とされ添加物としての表示が免除される。</p> <p>当該食品の加工の際には添加されていないが原料の製造又は加工で使用され最終食品で効果を発揮していない量の添加物は「キャリーオーバー」とされ添加物としての表示が免除される。</p>	<p>加工助剤は食品添加物ではない。最終製品で機能を発揮することは意図されておらず、原材料でもない。最終食品で機能が発揮しない量キャリーオーバーされた添加物も原材料ではなく、表示の対象外。</p> <p>加工助剤であれ食品添加物であれ、最終食品で機能が発揮される量がキャリーオーバーされていれば原材料欄に表示しなければならないが、機能を発揮していなければ表示免除。</p>	<p>技術的又は機能的効果を有しないが、その物質が機能的又は技術的効果を有する他の食品の成分として食品に配合された結果として、当該食品中に存在する物質(キャリーオーバー。それが食品添加物かどうかは問われない)は原材料表示を免除される。</p> <p>加工助剤((a)食品の加工中に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から除去される物質、(b)食品中に通常存在する成分に変換され、食品中に自然に存在する成分の量を著しく増加させない物質、及び(c)完成した食品には重要でないレベルで存在し、その食品において技術的または機能的効果を有しない物質)も原材料表示を免除される。そのものが食品添加物かどうかは問われない。</p>

日本とCODEX、各国の添加物表示免除の比較(2)



	日本	米国	シンガポール
「添加物」の「表示免除」の要件	<p>次に掲げるものについては、添加物としての表示が免除される。</p> <p>一 栄養強化の目的で使用されるもの(特別用途食品及び機能性表示食品を除く。)</p> <p>二 加工助剤</p> <p>三 キャリーオーバー</p> <p>加工の際に添加されたが最終食品に影響を及ぼさない量の添加物は「加工助剤」とされ添加物としての表示が免除される。</p> <p>当該食品の加工の際には添加されていないが原材料の製造又は加工で使用され最終食品で効果を発揮していない量の添加物は「キャリーオーバー」とされ添加物としての表示が免除される。</p>	<p>技術的又は機能的効果を有しないが、その物質が機能的又は技術的効果を有する他の食品の成分として食品に配合された結果として、当該食品中に存在する物質(キャリーオーバー。それが食品添加物かどうかは問われない)は原材料表示を免除される。</p> <p>加工助剤((a)食品の加工中に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で食品から除去される物質、(b)食品中に通常存在する成分に変換され、食品中に自然に存在する成分の量を著しく増加させない物質、及び(c)完成した食品には重要でないレベルで存在し、その食品において技術的または機能的効果を有しない物質)も原材料表示を免除される。そのものが食品添加物かどうかは問われない。</p>	<p>加工助剤は食品添加物ではない。最終製品で機能を発揮することは意図されておらず、原材料表示の対象外。</p> <p>原材料として用いた食品の重量に対して適切な量であれば、当該添加物をキャリーオーバーとして食品中に含有することが認められ、表示は免除される。</p>

日本とCODEX、各国の添加物表示免除の比較(3)



	日本	オーストラリア	中国
「添加物」の「表示免除」の要件	<p>次に掲げるものについては、添加物としての表示が免除される。</p> <p>一 栄養強化の目的で使用されるもの(特別用途食品及び機能性表示食品を除く。)</p> <p>二 加工助剤</p> <p>三 キャリーオーバー</p> <p>加工の際に添加されたが最終食品に影響を及ぼさない量の添加物は「加工助剤」とされ添加物としての表示が免除される。</p> <p>当該食品の加工の際には添加されていないが原材料の製造又は加工で使用され最終食品で効果を発揮していない量の添加物は「キャリーオーバー」とされ添加物としての表示が免除される。</p>	<p>加工助剤として使用される物質とは、加工の工程中に技術的目的を果たすために使用される物質であって、販売用食品中において技術的目的を果たさないものを指し、原材料の表示から免除される。</p> <p>食品添加物のキャリーオーバーとして使用が認められている物質であっても、当該食品中の当該物質のレベルが5%以下であって、技術的目的を果たさない場合は表示しなくてよい。</p>	<p>加工助剤(食品工業用加工助剤)は添加物に含まれるが、最終製品においてプロセス上の役割を持たない場合には、表示する必要はない(加工助剤は表示免除)。</p> <p>食品の総量の25%未満の量で添加される原材料の組み合わせにふくまれる食品添加物は、最終製品においてプロセス上の役割を持たない場合には、表示する必要はない(キャリーオーバーは表示免除)。</p>

	日本	CODEX	EU	米国	シンガポール
食品添加物の定義	<p>「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。</p> <p>「添加物」は「食品に使用するもの」であって食品（の原材料）とは区別される。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自体を食品として消費することなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的（感覚的な目的を含む）で食品に意図的に添加した結果、（直接的又は間接的に）当該物質又はその副産物が食品の成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質。</p> <p>食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。</p>	<p>「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自身を食品として摂取せず、また食品の典型的な原材料として使用されることのないものであり、食品の製造、加工、調整、処理、包装、輸送、保存の工程で技術的な目的のために意図的に加えられた結果、当該物質またはその副産物が直接的または間接的に当該食品の構成成分となる、あるいはそのようになることが合理的に予想されるあらゆる物質。</p>	<p>「食品添加物」とは、安全性を評価するための科学的な訓練及び経験を有する専門家が科学的手順（1958年1月1日以前に食品に使用されていた物質の場合は科学的手順あるいはこれらまでの使用実績）に従い「一般的に安全である（GRAS）」と認められた物質以外で、その目的とする使用によって、直接又は間接的に食品の一部となるか、又は食品の性質に影響を与えるような結果をもたらすか、あるいはそのような効果をもたらすことを期待される物質（食品の生産、製造、充填、加工、調理、処理、包装、輸送又は保存を目的とするすべての物質を含む）。</p> <p>ただし、この用語に着色料及び栄養強化を目的として用いられるものは含まれない。</p>	<p>「食品添加物」とは、</p> <p>(a) 食品の成分であり、その意図された使用により、直接的または間接的に、食品の特性にそれらが影響を及ぼす結果となるか、またはそのような結果となることが合理的に予想されるすべての物質であって、ただし、食品の調整、加工、包装、あるいは保管中の汚染や不適切な取り扱いの結果として食品に混入した異物は含まない物質。</p> <p>(b) 固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、甘味料、保存料、着色料、乳化剤または安定剤、香料、風味増強剤、保湿剤、栄養強化剤、金属イオン封鎖剤、病原体低減処理剤、およびその他の一般目的添加物。</p>
原材料の定義（食品添加物を含むか）	<p>「原材料」の定義はないが、原材料表示と添加物の表示は明確に区分される。</p>	<p>「原材料」の定義のとおり、添加物は「原材料」の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。</p> <p>「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質。</p>	<p>「原材料」の定義のとおり、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。</p> <p>「原材料」とは、香料、食品添加物及び食品酵素、及び複合原材料の構成成分を含むあらゆる物質または製品で、食品の製造または調整に使用され、その形態が変化したものであったとしても、最終製品においても存在する物質。</p>	<p>「原材料」の定義はないが、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。</p>	<p>「原材料」の定義はないが、包装済み食品のラベルには、その食品に使用されている原材料および添加物の完全なリストを明記した、明確な原材料表示を必要としない。使用される全ての原材料及び添加物は、それらの重量順で表示。</p> <p>原材料の記載は、2種類以上の原材料を含む包装済み食品に義務付けられている。</p>
原材料の表示順	<p>（添加物以外の）原材料と添加物、それぞれについて重量順に表示。複合原材料に含まれる添加物も複合原材料中の他の原材料から切り離して表示。</p>	<p>（添加物以外の）原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。</p> <p>複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。（複合原材料の後ろに括弧を付して表示する場合、添加物も他の原材料と共に括弧内に表示。）</p>	<p>（食品添加物以外の）原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。</p> <p>当該複合原材料の総重量で表示し、直後に、それぞれの原材料のリストを括弧を付して表示すれば、複合原材料として表示することができる。</p>	<p>（食品添加物以外の）原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。</p> <p>複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。</p>	<p>（添加物以外の）原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。</p> <p>複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。</p>
個々の食品添加物の表示方法	<p>物質名表示が基本。</p> <p>国際番号システム（INS）番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。</p> <p>8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。</p> <p>栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。</p>	<p>物質名表示が基本。</p> <p>25用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。</p> <p>加工助剤、キャリアオーバーは表示しない（原材料ではない）。</p> <p>栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。</p>	<p>物質名表示が基本。</p> <p>24用途については用途名も併記（用途名に続けて当該食品添加物の特定の名称、またはE番号を表示）。</p>	<p>物質名表示が基本。</p> <p>5用途について、用途名も併記。</p> <p>偶発的（二次的）な添加物（加工助剤、キャリアオーバー）は表示が免除される。</p>	<p>物質名表示が基本だが、国際番号システム（INS）番号またはE番号を使用することができる。</p> <p>栄養強化剤は食品添加物であり、食品添加物として表示しなければならない。</p>
【根拠法令等】	<p>食品衛生法（昭和22年 法律第233号）</p> <p>食品衛生法施行規則（昭和23年 厚生省令第23号）</p> <p>食品表示法（平成25年 法律第70号）</p> <p>食品表示基準（平成27年 内閣府令第10号）</p> <p>食品表示基準について（最終改正 令和5年11月7日 消費表第580号）</p>	<p>包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）</p> <p>食品添加物に関する一般規格（CXS 192-1995）</p> <p>香料の使用に関するガイドライン（CXG 66-2008）</p> <p>加工助剤として使用する物質に関するガイドライン（CXG 75-2010）</p>	<p>食品添加物に関する規則 EC No.1333/2008</p> <p>食品酵素に関する規則 EC No.1332/2008</p> <p>食品香料に関する規則 EC No.1334/2008</p> <p>消費者への食品情報の提供に関する規則 EU No.1169/2011</p>	<p>連邦食品医薬品化粧品法（FFD&C法）</p> <p>連邦規則集（CFR）Title21 Part 70, 74, 101, 170, 172, 173</p>	<p>食品販売法 第283章（最終改正 2022年11月11日）</p> <p>食品規則（最終改正 2023年4月29日）</p>

	日本	CODEX	オーストラリア	中国	香港
食品添加物の定義	「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。 「添加物」は「食品」に使用するものであって食品(の原材料)とは区別される。	「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自体を食品として消費することなく食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的(感覚的な目的を含む)で食品に意図的に添加した結果、(直接的又は間接的に)当該物質又はその副産物が食品の成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質。 食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。	「食品添加物」とは、食品添加物の目的として指定された技術的目的のために用いられる物質 指定された技術的目的(別表14): pH調整剤、固結防止剤、酸化防止剤、増量剤、着色料、補色剤、乳化剤、固化剤、風味増強剤、香料(ハーブ、スライス及び高甘味度甘味料を除く)、発泡剤、ゲル化剤、光沢剤、保湿剤、高甘味度甘味料、保存料、噴射剤、膨張剤、封鎖剤、安定剤、増粘剤。 (栄養強化剤は、指定された技術目的に含まれない)	「食品添加物」とは、食品の品質及び色、香り、味を改善し、腐食を防ぎ、鮮度を保ち、加工上の必要を満たすために食品に添加される合成または天然の物質。 食品用香料、ガムベース、食品工業用加工助剤も含まれる。	「添加物(添加剤)」とは、一般的に食品とみなされない、または食品として使用されない物質であって、食品の保存性、組織、粘稠性、形状、食味、香り、pHに影響を与えるか、または食品に関連するその他の技術的機能を果たすために、あらゆる段階で食品に添加される、または食品に使用されるあらゆる物質。 食品に添加される、または食品の内外に使用される限りにおいて加工助剤を含むが、栄養強化を目的として用いられるもの。調味料として使用されるハーブ又は香辛料は含まない。
原材料の定義(食品添加物を含むか)	「原材料」の定義はないが、原材料表示と添加物の表示は明確に区別される。	「原材料」の定義のとおり、添加物は「原材料」の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質。	「原材料」の定義はないが、添加物は原材料の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。	「原材料」の定義はないが、食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 消費者に直接提供される包装済み食品のラベルには、食品の名称、原材料表、正味重量と規格、(中略)、その他の必要な情報が含まなければならない。	「原材料」の定義のとおり、食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「原材料(配料)」とは、食品の製造または調製に使用され、たとえ形状が変化しても最終製品に存在する、全ての食品添加物および複合材料の全ての構成要素を含む物質。
原材料の表示順	(添加物以外の)原材料と添加物、それぞれについて重量順に表示。複合原材料に含まれる添加物も複合原材料中の他の原材料から切り離して表示。	(添加物以外の)原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。 (複合原材料の後ろに括弧を付して表示する場合、添加物も他の原材料と共に括弧内に表示。)	(食品添加物以外の)原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の後ろに括弧を付して表示する場合、食品添加物も他の原材料と共に括弧内に表示。	(食品添加物以外の)原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 包装済み食品は、原材料表を表示し、表内の原材料はその固有名を表示し、食品添加物は、その名称を表示。	(食品添加物以外の)原材料と食品添加物を区別することなく重量順に表示。 食品添加物は、その食品添加物の一般名を表示する必要がある。食品添加物の一般名は、食品添加物の特定名称として表示してもよいし、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム(INNS)を併せて表示してもよい。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム(INNS)番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	物質名表示が基本。 25用途については用途名も併記。 一括名による表示が認められる場合もある。 加工助剤、キャリアオーバーは表示しない(原材料ではない)。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本であるが、既定の19クラス及び任意の6クラスにおいて用途名併記。 酵素、香料については、一括名による表示が可能。 ビタミン又はミネラルが食品に添加される場合、当該ビタミン又はミネラルは、クラス名に「ビタミン」又は「ミネラル」を使用して表示できる。 栄養強化剤は食品添加物ではない。	食品添加物は、その食品添加物の一般名を表示する必要がある。食品添加物の一般名は、食品添加物の機能分類名と食品添加物の特定名称又は国際番号システム(INNS)を併せて表示してもよい。 栄養強化の目的で使用されるもの(食品栄養強化剤)は食品添加物に含まれない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 食品の原材料を構成する添加物は、その機能分類ごとに、以下を記載。 (a) 当該添加物の特定の名称、または(b) 国際番号システム(INNS)に基づく識別番号、または(c) E-番号 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。
【根拠法令等】	食品衛生法(昭和22年 法律第233号) 食品衛生法施行規則(昭和23年 厚生省令第23号) 食品表示法(平成25年 法律第70号) 食品表示基準(平成27年 内閣府令第10号) 食品表示基準について(最終改正 令和5年11月7日 消費表第580号)	包装食品の表示に関する一般規格(CXS 1-1985) 食品添加物に関する一般規格(CXS 192-1995) 香料の使用に関するガイドライン(CXG 66-2008) 加工助剤として使用する物質に関するガイドライン(CXG 75-2010)	オーストラリア・ニュージーランド食品基準法(1991) オーストラリア・ニュージーランド食品基準コード 1.1.2(定義)、1.2.1(ラベル表示)、1.2.4(原材料表示)、1.3.1(食品添加物)、1.3.3(加工助剤)	食品安全法(主席令第21号 施行2015年10月1日) 国家食品安全基準 包装済み食品一般表示規則(GB7718-2011) 食品安全国家标准 食品添加物一般表示規則(GB 29924-2013) 食品安全国家标准 食品添加物使用標準(GB2760-2014)	香港法 第132章第V部 食品及び医薬品 香港法 第132W章 食品及び医薬品(成分及び表示) 香港法 第132H章 食品中の着色料に関する規則

	日本	CODEX	台湾	タイ	ベトナム
食品添加物の定義	「添加物」とは、食品の製造の過程において、又は食品の加工若しくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。 「添加物」は「食品」に使用するものであって食品(の原材料)とは区別される。	「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、通常それ自体を食品として消費することのない物の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的(感覚的な目的を含む)で食品に意図的に添加した結果、(直接的又は間接的に)当該物質又はその副産物が食品の成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質。 食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まれない。	「食品添加物」とは、食品の着色、調味、防腐、漂白、乳化、香りの増加、品質安定、発酵促進、稠度の増加、栄養強化、酸化防止またはその他必要な目的のために、食品に添加または接触する単一または複数の物質。	「食品添加物」とは、食品としての栄養価を提供するか否かに関わらず、通常は食品として、あるいは食品の必須成分として使用されることはないが、加工技術、食品の着色、増強、包装、保管または運搬を目的として食品に添加されるもので、それにより食品の質や基準、あるいは特性に対して何らかの影響をもたらすもの。食品に添加しないが、乾燥剤、酸化防止剤など、上記の目的のために食品と共に包装容器に封入する物質も含む。タンパク質、脂質、炭水化物、ビタミン、ミネラルなど、食品の栄養価を強化あるいは調整するために添加される栄養素は含まれない。 保健省告示「香料」に基づく香料には適用されない。	「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、食品の製造の過程において食品の特定の性質を保持又は改良するために意図的に添加される物質。
原材料の定義(食品添加物を含むか)	「原材料」の定義はないが、原材料表示と添加物の表示は明確に区分される。	「原材料」の定義のとおり、添加物は「原材料」の一部であり添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 「原材料」とは、食品添加物を含めて、食品の製造又は調整において用いられ、場合によっては変形した形態で、最終製品中に存在しているあらゆる物質。	「原材料」の定義はないが、「内容物」(添加物以外の原材料)とは別に、食品添加物の名称の表示が義務付けられている。 「内容物(添加物以外の原材料)」も「食品添加物」も、2種類以上を混合した場合、(重量順に)個別に表示する。	「原材料」の定義はないが、原材料には、食品添加物及びその他の原材料を含む。 [成分の表示とは、製造に使用され、形態が変化しても、最終製品中存在する、食品添加物を含む原料の名称をリストアップすることを意味する。]	「原材料」の定義はないが、原材料には、食品添加物及びその他の原材料を含む。
原材料の表示順	(添加物以外の)原材料と添加物、それぞれについて重量順に表示。複合原材料に含まれる添加物も複合原材料中の他の原材料から切り離して表示。	(添加物以外の)原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。 複合原材料の場合、その後ろに括弧を付して、含まれる原材料の重量順に表示。 (複合原材料の後ろに括弧を付して表示する場合、添加物も他の原材料と共に括弧内に表示。)	食品添加物の名称は、内容物の名称と別の欄に表示してもよいし、内容物の名称と一緒に表示してもよい。内容物の名称と一緒に表示する場合は、(食品添加物の)含有量の多い順に表示しなければならない。	食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 (食品添加物以外の)原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。	食品添加物は原材料の一部であり食品添加物以外の原材料と区分して表示されるものではない。 (食品添加物以外の)原材料と添加物を区別することなく重量順に表示。
個々の食品添加物の表示方法	物質名表示が基本。 国際番号システム(INS)番号、E番号、コードによる表示は認められていない。物質名に別名、簡略名が定められている。 8用途については用途名も併記。一括名による表示が認められる場合もある。 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤、キャリアオーバーは、「添加物」としての表示が免除される。	物質名表示が基本。 25用途については用途名も併記。 一括名による表示が認められる場合もある。 加工助剤、キャリアオーバーは表示しない(原材料ではない)。 栄養強化剤は食品添加物ではない。原材料として表示しなければならない。	物質名表示が基本。 3用途については用途名(機能性名称)も併記。香料は一括名表示可。 栄養強化剤(栄養添加剤)は食品添加物であり、食品添加物として表示しなければならない。	物質名表示(コーデックス或いはINSに準拠が可能)が基本であるが、用途名との組み合わせで出来る。着色料、甘味料、香味増強剤、保存料は用途名併記。 栄養強化剤は食品添加物に含まれる。食品添加物として表示する。	食品添加物は、添加物のカテゴリ名、添加物の名称、INS国際コード(ある場合)を記載すること。 甘味料や着色料である添加物については、甘味料や着色料の名称、添加物の名称またはINS番号(ある場合)、および当該添加物が「天然」、「天然と同一」、「合成」、「人工」のいずれであるかを提示しなければならない。 国の添加物番号がINS番号と同じ場合、INS番号の代わりに国の添加物番号を使用するものとする。
【根拠法令等】	食品衛生法(昭和22年 法律第233号) 食品衛生法施行規則(昭和23年 厚生省令第23号) 食品表示法(平成25年 法律第70号) 食品表示基準(平成27年 内閣府令第10号) 食品表示基準について(最終改正 令和5年11月7日 消費表第580号)	包装食品の表示に関する一般規格(CXS 1-1985) 食品添加物に関する一般規格(CXS 192-1995) 香料の使用に関するガイドライン(CXG 66-2008) 加工助剤として使用する物質に関するガイドライン(CXG 75-2010)	食品衛生管理法(1975年1月28日) 食品衛生管理法施行細則(1981年11月20日) 食品添加物の規格、範囲、運用及び制限に関する基準(2008年11月20日)	タイ 食品法 B.E 2522(1979年) 保健省告示第223号(B.E. 2544(2001年)) 保健省告示第281号(B.E. 2547(2004年)) 保健省告示第367号(B.E. 2557(2014年)) 保健省告示第383号(B.E. 2560(2017年)) 保健省告示第412号(B.E. 2562(2019年))	No. 55/2010/QH12 食品安全に関する法律(2010年7月17日) No. 11/2023/11-BY1 通達No.17 保健大臣によって公布された食品安全に関する法律の修正・補足・廃止(2023年9月25日) No. 08/VBHN-BYT 通達No.8 食品添加物の管理および使用を規定する通達(2023年11月2日) TCVN 7087/2013「包装食品の表示」 No. 43/2017/ND-CP 商品表示に関する政令(2021年12月9日)

1. 対象国の食品添加物のポジティブリストの入手

- 目的の国における食品添加物名を確認。
 - ✓ 全く同一名が無い場合も多く、同義語などでまとめられている場合がある。
 - ✓ 日本添加物協会の「世界の食品添加物概説」が参考になる。
- 適合する食品分類 (ex. スープ、菓子、調味料) を確認。
 - ✓ 各食品分類で上限値や使用条件が定められているものがある。
 - ✓ 自社製品の食品分類については、必ずしも明記されていない場合もある。
- CODE X 標準の確認。
 - ✓ 自国に明確な定義が無い場合、CODE X を優先する方針の国もある。

2. 対象国の食品表示基準文書入手

- 目的の国における食品添加物表示ルール、加工助剤・キャリーオーバー定義を確認。

あらゆる食品業界情報にアクセス

<https://www.algolynx.com>

